

☆この様な日本になつていいですか？

―憲法第9条が変えられるとこの様な日本になるかも知れない―

衆議院当選者の意識

◆第46回衆議院選挙の結果、与党（自民・公明）の獲得議席が三分の二をこえる大勝となりました。法案が参院で否決されても衆院に戻せば成立させることができる数字になったのです。

◆民意と異なる結果をもたらす小選挙区制度の怖さをまざまざと見せつけられた結果となりましたが、それよりもっと怖い数字があります。当選者の憲法、安全保障に対する意識です。

◆朝日新聞と東大の共同調査によると、当選者のうち9割が憲法改正賛成、8割が集団的自衛権行使の容認である事がわかりました（*12月18日朝日新聞）。果たして、これは本当に国民の素朴な民意なのでしょうか？

◆しかし、自民党はこれを民意であると言ってはばかり、このチャンスに憲法改正に突き進む構えです。

自民党改憲案の中身・・・そしてこうなる

◆問題は自民党改憲案の中身です。中でも九条第二項で戦争をしないための歯止めとなつていた『戦力の非保持』をばつさり削り、『国防軍』を持つと言っています。建前上、盾としての戦力を実質矛へ変換するのです。

◆今まで、「自衛官」と呼ばれていた人たちは、改憲案の中でははつきりと、『軍人』と呼ばれています。将来、日本は「軍人のいる国」になるのです。

◆そして改憲案では、現憲法で禁止している集団的自衛権を認める内容になっています。すると、アメリカの戦争にも国防軍がかり出されることになります。

私たちの気持・・・それが最後の砦

◆しかし、戦争はそう簡単にできるものではありません。①軍隊があること、②憲法が戦争をしてよいという憲法であること、③国民が戦争やろうじやないかという気持になること・・・この三つがそろわなければなりません。

◆①②はいま崖っぷちにありますが、最後の砦は③の私たちの気持です。そこで出番となるのが私たちの気持を変えるための「教育」です。安倍首相はそのあたりを十分知っていて教育に力を入れると言っています。

◆私たち「浜松市憲法を守る会」は、今こそしっかりと事態を見据え、現憲法を守り抜くという決意と意識（気持）をもって新しい一年を踏みだします。

二〇一三年一月一三日（日） 第五五一回憲法を守る平和行進

浜松市憲法を守る会 事務局 浜松市中区紺屋町三〇一―一五

★月例護憲平和行進 毎月第二日曜日・午後一時・浜松市役所正面玄関集合